『出品制限車両についてのご案内』

~エンジン番号不良(職権外打刻・削れ)の車両は出品できません~

拝啓 新緑の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいた だき、厚く御礼申し上げます。

さて、<u>エンジン番号不良</u>(**職権外打刻・削れ**)により、識別困難な車両の出品が現状車コーナーのみ可能でしたが、<math>6月1日以降の開催に於きまして、出品が出来なくなります。

道路運送車両法 第29条(車体番号等の打刻)において、車体番号又は原動機の型式はメーカーか陸 運局以外に打刻することが認められておりません。また、その打刻を行うには、その様式その他の国 土交通省令で定める事項についてあらかじめ国土交通大臣に届けなければ成りません。

識別困難なエンジン番号の場合、道路運送車両法 第32条(職権による打刻等)により、職権による 打刻が必要です。

道路運送車両法では、以上のように車体番号と原動機の型式の打刻は同等に捉えており、当会場においては、当会場『規約 第六章 出品 第28条の出品車両基準』第3項「車体番号が鮮明かつ不正打刻でないこと。」第7項「当オークションにおいて出品適当であると認められた車両であること。」と定めている事により、出品車両基準に満たない為、出品することが出来ません。

過去の出品実例において、エンジン番号一部を故意に削った車両が、警察の捜査により盗難車のエンジンであったと判明したことがあり、エンジン番号不良の車両は、盗難等の事件に関係している恐れがある為、出品制限を掛けさせていただきます。

何卒、ご理解ご協力の程、宜しく御願い申し上げます。

敬具

上記の件についてのお問い合わせは、アライオークション二輪担当スタッフまで、お問合せ下さい。

■ お問合せ先 TEL■

ベイサイド会場:044-288-7788 福岡会場:092-940-2705